

# 資料

## I 学校生活管理指導表

現在、使用されている学校生活管理指導表は、平成10年度に告示された新学習指導要領（義務教育諸学校は平成14年度、高等学校は平成15年度から完全実施）の実施と従来の心臓病管理指導表の使用上の問題点を踏まえ改訂された。平成14年度から使用されており、指導や管理を行っている。

本書においては、事例の掲載、グラフ及び表中では、心臓病管理指導表の管理区分を用いている。

### 学校生活管理指導表の利用について

学校生活管理指導表は、心臓病管理指導表及び腎臓病管理指導表の区別をすることなく、また、あらゆる疾患に用いられる。

指導区分	基本的な考え方
A	在宅医療・入院が必要
B	登校はできるが運動は不可
C	「同年齢の平均的児童生徒にとって軽い運動」には参加可
D	「同年齢の平均的児童生徒にとって中等度運動」まで参加可
E	「同年齢の平均的児童生徒にとって強い運動」にも参加可
管理不要	運動制限は不要であり、かつ経過観察も不要

指導する際の考え方は、心臓病管理指導表の区分と同様でよい。また、運動強度は、子ども本人の基準によるものではなく、上記の基本的な考え方に沿って決定し、運動強度の定義については、下記のとおりとする。

運動強度	定義
軽い運動	ほとんど息が弾まない程度の運動 球技では原則としてフットワークを伴わないもの 等尺運動は含まれない。
中等度の運動	息が弾むが、息苦しさを感ぜない程度の運動 パートナーがいれば楽に会話ができる程度 原則として身体の強い接触を伴わないもの 等尺運動は「強い運動」程の力を込めて行わない
強い運動	息が弾み息苦しさも感じる程度の運動 等尺運動の場合は、動作時に歯を食いしばったり 大きな掛け声を伴ったり、動作中及び動作後に、 顔面の紅潮、呼吸促迫を伴う程度の運動

運動会、競技大会、スポーツテスト等、行事そのものへの参加の可否を考慮するものではなく、運動種目や取組方について、区分に準じて配慮すべきである。

遠足、宿泊学習等、管理指導表中に取組方や項目の例示がないものについては、その行事や活動が、同年齢の平均的子どもにとって、どの区分に当てはまるかによって、参加の可否について決定するよう、学校生活管理指導表を有効に活用することが望まれる。

学校生活管理指導表は、様々な疾患やハンディキャップをもつ子どもの活動に伴う危険や事故を未然に防ぐことのみならず、自身のQOLを最大に発揮させるために、広く活用を望むものである。

\* 幼児用生活管理指導表については、小学校、中学校及び高等学校のように、運動種目やその取組について、詳細に設定されていないこと、多くの幼稚園、保育所において、自由保育が実施され、必ずしも一律に運動的保育の実施がなされていないため、本書中に掲載はない。

指導の原則については、上記指導区分に準じるものとしている。

学校生活管理指導表 (小学生用)

氏名 \_\_\_\_\_ 男・女

小学校 年 組

①医師名(病児名)

②指導区分

③運動クラブ活動

④次回受診

医療機関

要管理：A・B・C・D・E 管理不要	( ) クラブ 可(但し、)・禁	( )年( )か月後 または異常があるとき
-----------------------	---------------------	--------------------------

医師 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

体育活動	運動強度		【指導区分：A…在宅医療・入院が必要 B…登校はできるが運動は不可 C…軽い運動は可 D…中等度の運動も可 E…強い運動も可】	
	1・2・3・4年	5・6年	1・2・3・4年	5・6年
用具を操作する運動遊び(運動) 方丈し運動遊び(運動) 体つくり運動 体ほぐしの運動・体力を高める運動	長なわでの木波・小波・くぐり抜け 投げ、二人組での輪の転がし合い 含む、軽いウォーカーキング	体の調子を整える手軽な運動、簡 単な運動(ストレンヂングを 含む)、軽いウォーカーキング	短なわでの回跳び・空遊跳び、輪 (投擲)、竹馬乗り、平約ぐすし、 人回し、一輪車乗り	リズムに合わせての体操、ポー ル・輪・棒を使った体操
	走・跳の運動遊び(運動) 陸上運動	いろいろな歩き方、スキップ、立 ち幅跳び、ゴム跳び遊び	かけっこ、簡単な折り返しリ レー、ケンパー跳び遊び	短い助走での走り幅跳び
ボール型 ゲーム バスケットボール(型ゲーム) サッカー(型ゲーム) ペニスボール型ゲーム ソフトボール ソフトバレーボール	ボールゲーム	キャッチボール	的あてゲーム、シュートゲーム、バス ゲーム、腕が合い	ゲーム(試合)形式
	バスケットボール(型ゲーム)	バス、ドリブル、シュート	攻め方、守り方	
	サッカー(型ゲーム)	投げ方、打ち方、振り方	攻め方、守り方、連携プレー	走塁、連携プレー
	ペニスボール型ゲーム	バス、レシーブ、サーブ		トス、スバイク攻め、連射プレー
器械・器具を使つての運動遊 び(運動) 器械運動	固定施設	ジャンクルジム	1・2・3年	1・2・3年
	平均台	平均台を使つての歩行・ポーズ ころがり(縦・前・後)	簡単な技の練習 かえる足うち、壁逆立ち	4・5・6年
	鉄棒	鉄棒を使つてぶらさがり振り 支持でまたぎ乗り・またぎ下り	足掻き回り、膝かけ下り上がり、補助 逆上がり	演技、連続的な技 転がりの連続
	跳び箱	跳び箱	踏み越し下り、転向下り 胸く越し上り・跳び下り	片膝かけ回りの連続 縦跳び越し・支持でのかかえ跳び 越しの連続
水遊び・浮く・泳ぐ運動 水泳		水遊び(シャワー)、水中での電車 ごっこ、水中ジャンケン	水慣れ(シャワー)、伏し浮き、け 伸び	呼吸しながら長い距離でのクロ ール・平泳ぎ
	鬼遊び	1・2年	1・2年	1・2年
表現リズム遊び 表現運動		まねっこ、リズム遊び、即興表現、ステップ	模倣、ひと流れの動きで表現、リズムダンス(ロック やサンバを除く)、フォークダンス、 日本の民謡の踊り	リズムダンス(ロックやサンバ)、作品発表
	雪遊び、氷上遊び、スケート 水辺活動	雪遊び、氷上遊び	スキー・スケートの歩行、水辺活動	スキー・スケートの滑走など
文化活動	体力の必要な長時間の活動を除く文化的活動 ▼運動会、体育祭、球技大会、スポーツフェスタなどは上記の運動強度に準ずる。 ▼指導区分"E"以外の児童の遠足、宿泊学習、修学旅行、林間学習、臨海学校などへの参加については別な場合は学校医・主治医と相談する。	体力の必要な長時間の活動を除く文化的活動 ▼運動会、体育祭、球技大会、スポーツフェスタなどは上記の運動強度に準ずる。 ▼指導区分"E"以外の児童の遠足、宿泊学習、修学旅行、林間学習、臨海学校などへの参加については別な場合は学校医・主治医と相談する。	マーチングバンドなど体力を相当使う文化的活動	



## Ⅱ 独立行政法人日本スポーツ振興センターにおける突然死の取扱い

### 突然死の運用基準—突然死（sudden death）について—

#### 1 突然死の意義

突然死とは、突然で予期されなかった病死をいう。

「病死」であることから、運動中、競技中などに起きた脊髄損傷、頭部外傷による死亡、溺死、交通事故などの外因（事故）死については、突然死とはされない。

#### 2 突然死の時間的経過

通常は、発症から24時間以内に死亡したものとするが、救急医療の進歩もあり、意識不明等のまま、発症から相当期間を経て死亡に至ったものを含ませえるものである。

#### 3 災害共済給付上の突然死及び突然死に準ずるものの取扱い

災害共済給付上の「突然死」は、その顕著な徴候（突然死に至る最初の発症。突然うずくまって倒れ動かなくなったというような顕著な前ぶれ、きざし等）が、学校の管理下において発生したものをいう。

(1) 突然死は、次の2つに分けられる。

① 運動などの行為が直接起因となって発生するもの

外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う又は心身の負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病に直接起因する死亡

② 運動などの行為と関連なく発生するもの

歩行中、座学中、就寝中などに起こったもので、「外部衝撃、急激な運動若しくは相当の運動量を伴う運動又は心身の負担の累積に起因することが明らかであると認められる疾病に直接起因する死亡」以外のもの

(2) 突然死に準ずるもの

心臓系疾患や中枢神経系疾患以外の「進行性筋ジストロフィー」や「慢性気管支ぜんそく」などの疾病をもつ者が、給食等を摂取中にその病態の一つとして飲食物を気管内に吸引したり、ぜんそくの重積発作状態に陥り、そのことが主たる原因で死亡した場合は、突然死の運動などの行為と関連なしに発生したものに準ずるものとして扱う。

(3) 突然死の死因

① 心臓系疾患による突然死

急性心機能不全（心臓麻痺）、急性心不全、急性心停止、心筋梗塞、狭心症、心室細動、心筋炎、急性循環不全その他

② 中枢神経系疾患による突然死

特別な外因が見当たらない頭蓋内出血（運動、競技中、入水中のものも含まれる。）、クモ膜下出血、脳梗塞、脳静脈洞血栓症その他

③ 血管系その他の突然死

乳幼児突然死症候群、急性呼吸不全その他

(4) 突然死及び突然死に準ずるものの見舞金の扱い

① 運動などの行為が、直接起因となって発生した突然死の場合2,800万円

② 運動などの行為と関連なしに発生した場合1,400万円

※ なお、登下校中のものは、すべて1,400万円である。